



---

◆ NEWS ◆ 「避難指示区域内にご自宅・事業所のある皆様へ」を公表しました(05/14)

---

政府原子力被災者生活支援チームは、5月14日、警戒区域、避難指示区域等の見直しに伴い、各区域内で活動をする際の留意点や、各種連絡先などを掲載した資料を公表しました。

本資料では、特に「避難指示解除準備区域」で行うことのできる活動、できない活動について、3月30日に公表した「新たな避難指示区域にかかる活動上の留意点について」に基づき、わかりやすく整理を行ったほか、小売店など主に帰還後の住民の方を対象とする各種事業の再開についても、地域の実情に即して自治体が柔軟に判断を行えるよう明記しました。

【避難指示解除準備区域】

避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であると確認された地域です。

同区域では、住民の方が帰還できるための環境を整備するため、電気、ガス、上下水道などの生活インフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスの復旧を迅速に進めることとしています。

一方で、同区域では、いまだインフラの復旧が万全ではなく、避難指示が継続され居住が引き続き制限されていることから、今回の資料ではこのような状況を踏まえて活動の可否を整理しています。

■ 区域内でできる活動（例）

- ・ 主要道路における区域の通過
- ・ 住民の一時帰宅（自宅の片付け、補修など）
- ・ 除染や公的インフラの復旧、防災・防犯などを目的とした立入り（見回り）
- ・ 復旧・復興に不可欠な事業（警察、消防、金融機関、ガソリンスタンドなど）
- ・ 居住者を対象としない事業の再開（製造業など）
- ・ 営農・営林の再開（※稲の作付け制限、除染状況などを踏まえて対応）
- ・ 上記の諸活動・事業実施のための立入り（自宅、資機材等の保守・修繕、荷物の運搬など）
- ・ その他市町村長が復旧・復興に不可欠と認める事業の再開（一時帰宅者や復旧・復興作業に携わる事業者を対象とした事業（小売店、食堂、診療所など））

■ 区域内でできない活動（例）

- ・ 区域内での宿泊
- ・ 居住者を対象とする事業（病院・サービス業など。事業再開に向けた準備作業のみは可能。）
- ・ 区域外からの集客を主とする事業（宿泊業、観光業など）

詳しくは経済産業省ホームページをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>

---

◆ NEWS ◆ 野田総理、中国の輸入規制及び渡航制限の見直しを要請(05/13)

---

野田内閣総理大臣は5月13日、中国の温家宝総理との間で日中首脳会談を行い、東日本大震災を受けた協力の一環として、中国の輸入規制及び渡航

制限について、最新の状況を踏まえた一層の緩和、見直しを要請しました。  
また、野田内閣総理大臣は、福島ー上海便などの被災地への直行便の早期復航を要請した上で、7月1日から、福島県を含む被災三県を訪問する中国人個人観光客に対する数次ビザ発給を開始することを表明しました。

-----  
◆NEWS◆ 「本格除染」の事業者公募を開始!! (05/11)  
-----

環境省は5月11日、除染特別地域（環境省が直接除染を行う地域、11市町村）のうち、田村市分について、本格除染の事業者の公募（入札公告）を開始しました。

今年1月1日に全面施行された放射性物質対処特措法により、除染特別地域における除染等については、市町村毎に策定する「特別地域内除染実施計画」によって進められることとされています。

今般、田村市については、一時保管場所の確保や除染業務の発注に必要な情報が整ったことから、環境省が直接除染を行う地域全体（約570ヘクタール）について、6月末から7月上旬に事業者を決定し、速やかに本格除染を開始する予定です。

なお、その他の市町村につきましても、準備が整ったところから、順次、事業者の公募を開始する予定です。

詳しくは福島環境再生事務所ホームページをご覧ください。

[http://tohoku.env.go.jp/fukushima/pre\\_2012/0511a.html](http://tohoku.env.go.jp/fukushima/pre_2012/0511a.html)

-----  
◆NEWS◆ 「孤立死」を防ぐためにー防止対策を都道府県などに通知 (05/11)  
-----

厚生労働省は5月11日、各省庁からの通知を含め、あらためて「孤立死」の防止対策をとりまとめ、先進的な取組を実施している地域の事例も交えて、総合的な通知を発出しました。

避難先の仮設住宅などでの取組のご参考までに、通知の概要をお知らせします。

（通知の概要）

■情報の一元化

地方自治体の福祉担当部に生活困窮者に関する情報の一元化を要請

■関係団体との連携強化

福祉担当部局と高齢者団体、障害者団体、民生委員などとの相互の連携強化を依頼

■個人情報保護の適用外になることについての理解促進

電気・ガス、水道事業者と福祉担当部局との連携等に際し、生命、身体、財産の保護が必要なケースでは、個人情報の提供の制限を適用しないことへの理解促進

※個人情報保護法では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用・個人情報の提供が可能とされています（法第16条、第23条）。

■地域づくりの推進等

・分野横断的・総合的な窓口の設置や地域ネットワークの構築、民間事業者と連携した見守り事例など、自治体の優良事例を紹介。

（掲載事例概要ー栃木県大田原市）

「安心生活創造事業」：水道検針員や郵便配達員、新聞配達員等民間事業者と連携した見守りの取組

・孤立死事例の自治体による検証状況の情報提供

・孤立死対策に有効な地域ネットワークの構築やコミュニティの活用促進等の先進的な取組について、国庫補助を実施（孤立死対策について優先的に採択）

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002aauc.html>

-----  
◆おしらせ◆ 政府からの税に関する復興支援策をご紹介するハンドブック  
を作成しました(05/15 発行)  
-----

東日本大震災の被害にあわれた方への税制上の支援措置についてお知らせ  
する「税制支援ハンドブック」の改訂版を作成しました。

今回は、福島復興再生特別措置法（平成24年3月30日成立）に盛り込  
まれた、避難解除等区域の復興と再生を支援するための課税の特例を、新た  
に追加しました。

本ハンドブックは、福島県内の仮設住宅や自治体、コンビニ、スーパーな  
どに、順次配布させていただくとともに、県外避難者の各世帯には郵送させ  
ていただきます。一人でも多くの、支援を必要としている方の手元に届くよ  
う、周りの方にも広めていただければ幸いです。

以下の首相官邸HP内でも、閲覧・ダウンロードが可能です。  
[ハンドブック ～被災者のみなさまへ 政府からのお知らせ～]  
<http://www.kantei.go.jp/saigai/handbook/>

=====  
☆☆「ふれあいニュースレター」バックナンバー(PDF版)のご案内☆☆  
<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>  
=====

[発行：政府原子力被災者生活支援チーム]